

かみす

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

※5月21日(木)時点での情報をもとにまとめたものです

Pick up

- ▶ 市民・事業者の皆さんへの支援
- ▶ 困ったときの相談窓口
- ▶ 市役所窓口のご案内
- ▶ 体力低下を防ぐ体操の紹介

子育て世帯の皆さんへ

申・岡こども福祉課 ☎0299-77-7021

生活支援のための一時金を支給します

神栖市子育て世帯臨時特別給付金 **神栖市独自**

対象 = 3月31日時点で市内に在住する満18歳未満の方(2002年4月2日～2020年3月31日に生まれた方)

※所得制限はありません

支給額 = 対象児童1人につき1万円

※手続きは原則不要ですが、児童手当受給者が公務員の場合と、対象児童が2002年4月2日～2004年4月1日に生まれた場合は申請が必要です。申請が必要な方に対し、5月中旬から申請書を送付しています

振込時期

5月下旬から
順次振込を
開始しています

子育て世帯臨時特別給付金 **国**

対象 = 3月31日時点で市内に在住し、4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)を受給している方

支給額 = 対象児童1人につき1万円

※手続きは原則不要ですが、受給者が公務員の場合は申請が必要です



詳しくはコチラ

市民の皆さまへ

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、市民および事業者の皆さまには、長期にわたる学校の休校措置や外出自粛、事業活動の制限などの取り組みを続けていただきましたことに、改めて心から感謝申し上げます。

神栖市では、市民の皆さま方を支えるため、国、県の支援策と併せて、独自の第1弾となる支援策をまとめました。今後も、状況を把握しながら迅速かつ的確な対応に努めてまいりますので、皆さま方には引き続き感染症対策に努められ、ともに困難を乗り越えるため、ご協力くださいますようお願い申し上げます。



神栖市長
石田 進

の皆さんへの支援



詳細は
コチラ

☎ 0299-90-1182

茨城県パワーアップ融資(新型コロナウイルス感染症融資枠) 県

☎ 0299-90-1182

売上が5~20%以上減少した事業者向け融資。3年間100%利子補給、信用保証料100%(県50%・市50%)補助。



「茨城県パワーアップ融資制度」利用者への 信用保証料上乘せ補助 神栖市独自

県で補助された分以外の信用保証料を市が補助します。

対象=次のいずれかについて市長の認定を受け、茨城県パワーアップ融資制度を利用した中小企業

- 売上高などが20%以上減少(セーフティネット保証4号)
- 経済産業大臣が指定する事業を営み、売上高などが5%以上減少(セーフティネット保証5号)
- 金融秩序の混乱などにより、売上高などが15%以上減少(危機関連保証)

利子補給額=(県)100%、3年間

信用保証料補助率=(県)50% (市)50%

(例)融資額が5,000万円の場合、市が補助する信用保証料は約85万円となります

※市補助分は、茨城県信用保証協会へ一度支払った後、市への申請が必要

茨城県中小企業事業継続応援貸付金 県

☎ 029-301-2869

売上が50%以上減少しており、公的融資や民間金融機関からの借り入れが困難な事業者向け貸付金。最大200万円。無利子・無担保。

※うち、市内事業者分に関して、市は貸し付けの4分の1を協力金として負担します

その他の支援

■事業者向けの給付

名称	補助内容	対象	問合せ先
雇用調整助成金	事業縮小を余儀なくされた事業主が雇用維持を図った場合に休業手当などの一部を助成	事業主	ハローワーク常陸鹿嶋 ☎0299-83-2318
休暇取得支援	小学校などの休校に合わせた保護者の有給休暇に対する保証(賃金などの100%) 小学校などの休校のため個人事業者である保護者が事業を中止した場合1日あたり4,100円	全事業主(労働者に休暇を取得させた事業主) フリーランスを含む個人事業主(委託を受けて個人で仕事をする方)	専用コールセンター ☎0120-60-3999

■中小企業・小規模事業者向けの融資

名称	補助内容	問合せ先
新型コロナウイルス感染症対策融資	売上が5%以上減少した事業者向け融資。上限3,000万円。3年間無利子・無担保。民間金融機関の保証付融資の借換可。	新型コロナウイルス感染症 中小企業支援対策室 ☎029-301-2869

■中小企業・個人事業主向けの融資・助成制度などの相談

名称	問合せ先
融資のワンストップ窓口	新型コロナウイルス感染症 中小企業支援対策室 ☎029-301-2869(月~金曜日 午前9時~午後5時) ✉chusho-shien@pref.ibaraki.lg.jp(土・日曜日、祝日はメールのみ)

※融資制度は多数ありますので、国、県、市の相談窓口や茨城県信用保証協会、商工会、金融機関などへご相談ください

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

持続化給付金 国

☎・📍中小企業庁 コールセンター☎0120-115-570
IP電話からは☎03-6831-0613
📍(申請方法の案内のみ) 神栖市商工会☎0299-92-5111

感染症の影響で売上げが減少した事業者に対し、事業の継続を支えるため国から給付するものです。

給付額＝法人200万円、個人事業者100万円 ※前年1年間の売上げからの減少分を上限とします

対象＝次のすべてを満たす事業者(医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人を含む)

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが前年同月比で50%以上減少している方
 - 資本金10億円以上の大企業を除く、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
- ※詳細は市ホームページにも掲載しています。右ページのQRコードからご確認ください

休業要請協力金 県

☎・📍専用相談窓口☎029-301-5375(毎日午前9時～午後5時)

茨城県が休業要請した業種のうち、対象期間内(4月22日～5月6日)に休業などを実施した中小企業・個人事業主に対し支給するものです。

給付額＝1事業者あたり最大30万円 ※1事業者あたり10万円。事業所を貸借している場合は10万円加算。複数貸借している場合はさらに10万円加算

申請期限＝6月30日(火)

休業要請対象施設＝遊興施設(キャバレー、ナイトクラブ、バー、性風俗店、カラオケボックスなど)、大学、学習塾、自動車教習所、運動・遊技施設(スポーツクラブ、ヨガスタジオ、パチンコ屋など)、劇場、集会・展示施設(文化会館など)、商業施設(スーパー、コンビニなど生活必需物資の小売を除く)など

営業時間短縮要請施設＝食事提供施設(飲食店、喫茶店、居酒屋など) ※宅配・テイクアウトを除く

神栖市中小企業応援助成金 神栖市独自

茨城県の休業要請の対象にならず、売上げが減少した事業者に対し、市独自で助成するものです。

助成金額＝1事業者あたり最大20万円 ※1事業者あたり10万円。事業所を貸借している場合は10万円を加算

申請期限＝2021年2月26日(金)

対象＝次の両方に当てはまる事業者

- 2020年1月から12月のいずれかの月の売上げが、前年同月比で70%以上減少した
- 茨城県の休業要請対象の業種・業態に該当していない

中小企業事業資金利子補給費補助金 神栖市独自

感染症の影響で事業の継続に支障をきたしている中小企業のために、次の融資に関する利子補給率を3年間、50%から100%に引き上げます。

対象＝2020年度に自治・振興金融の融資を受ける方 ※すでに融資を受けている方も対象となります

■自治金融(無担保)

設備投資 1,000万円

運転資金 1,000万円

融資期限 7年以内

■振興金融(担保有)

設備投資 2,000万円(据置1年)

運転資金 1,000万円

融資期限 7年以内

補助内容＝利子補給率100%(当初3年間)

特別定額給付金

申・圖特別定額給付金プロジェクトチーム ☎0299-77-7704
月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、1人につき10万円が給付されます。

対象＝4月27日時点で、住民基本台帳に記録されている方

受給権者＝対象者の属する世帯の世帯主

給付額＝対象者1人につき10万円

申請期限＝**8月18日(火)** ※申請期限を過ぎると給付できなくなります。早めの申請をお願いします

Q.1

申請に必要なものって何？



Q.2

本人確認書類は家族全員分が必要なの？



Q.3

世帯主だけしか申請できないって本当？



A.1

本人確認するための「**運転免許証**」や「**健康保険証**」のコピーと、振込先口座や名義人が書かれた「**通帳**」などのコピーを準備してください。

A.2

世帯主の分だけで大丈夫です。

A.3

はい。世帯主が代表して申請してください。



給付金の申請方法 **郵送**と**オンライン申請**の2つの方法があります

1 郵送での申請

市役所から世帯主宛てに、申請書を郵送(5月18日(月)に発送済み)



申請書が届いたら、

- **申請書に世帯主の振込先口座を記入**
 - **本人確認書類(運転免許証・健康保険証などの写し)を添付**
 - **口座番号の分かる確認書類(預金通帳などの写し)を添付**
- 返信用封筒にこれらを入れて投函してください。

やっていただくことはこれだけ！



市役所では申請書を確認した後、給付日のお知らせを郵送し、口座へ振り込み

2 オンライン申請

マイナンバーカードをお持ちの方のみ利用できます。



■給付金の振込日

給付日のお知らせを郵送しますので、ご確認ください。できるだけ速やかに皆さまへ給付できるよう手続きを進めていますので、ご理解とご協力をお願いします。

■配偶者などからの暴力を理由に避難している方へ

所定の手続きをすることで、世帯主以外でも同伴者の分を含めて給付を受けることができます。居住している市区町村でお早めに申請してください。

オンライン申請など、詳しくは市ホームページでご確認ください



新型コロナウイルス感染症の影響を受ける 市民の皆さんへの支援

☎ 0299-93-0294 神栖市社会福祉協議会

特例緊急小口資金(上限20万円・無利子)

当面の生活費貸し付け

申請から貸し付けまで状況により、1週間以上必要です
対象=感染症の影響により収入が減少した世帯

- 貸付条件** 据置期間=貸付日から1年
償還期限=据置期間経過後、2年
- 必要書類**
- 本人確認ができるもの
 - 振込先を確認できるもの
 - 住民票謄本、印鑑 など

特例総合支援資金(月額上限20万円・無利子・原則3カ月)

生活再建までの生活費貸し付け

申請から貸し付けまで状況により、2週間以上必要です
対象=感染症の影響により失業もしくは収入が減少した世帯

- 貸付条件** 据置期間=貸付日から1年
償還期限=据置期間経過後、10年
- 必要書類**
- 本人確認ができるもの
 - 振込先を確認できるもの
 - 住民票謄本、印鑑 など

住居確保給付金(家賃相当額・原則3カ月)

上限=単身世帯34,000円、2人世帯41,000円、
3人世帯44,000円

※不動産業者などの指定口座へ直接振り込み

対象=2年以内に離職・廃業・休業した方(所得制限、金融資産
上限などがあります)

- 必要書類**
- 失業または休業を示す書類
 - 身分証明書(写)
 - 通帳(写)
 - 入居住宅に関する状況通知書
 - 賃貸契約書(写) など

感染症防止のため、窓口へお越しいただく前に、問合先にご連絡ください。

神栖市奨学生追加募集

神栖市独自

☎ 0299-77-7347 学務課

感染症の影響による経済的理由で修学が困難な学生に、資金の貸与や給与をします。

受付期間=6月15日(月)~30日(火)
午前9時~午後5時

受付場所=学務課

※必要書類は波崎教育事務所(総合支所・
防災センター内)でも配布しています

対象=次のすべてを満たす方(成績や収入
に基準があります)

- 世帯に市税などの滞納がない
- 市内に1年以上住所を有する方の子弟
- 健康で学業・人物ともに優秀である

貸与(大学、専門学校生など)

貸与額=月額35,000円

返済期間=貸与最終月の6カ月後から10年以内

※他の奨学金制度、神栖市教育ローン利子補給金制度との併用不可

【飯田愛子奨学金】

市奨学資金の貸与を申し込んだ方に、一時金も貸与

貸与額=50万円 ※初年度のみ申請可

給与(高校生)

給与額=月額7,000円

※保護者が生活保護を受けている方など。修学後の返還不要

■ 現在、奨学資金の返還を行なっていて、返還が難しくなっている方は、返還を猶予できる場合があります。詳しくはお問い合わせください



詳細はコチラ

学生応援便を送ります!

神栖市独自

☎ 0299-90-1008 農林課

神栖市への帰省を自粛している学生に、地元産品の食材などを送り生活を応援します!

対象=市内出身で、次のすべてを満たす方

- 1990年4月2日~2002年4月1日の生まれ
- 県外に居住している
- 大学院、大学、短期大学、専門学校などに在学している

申込方法=市ホームページ
から申し込み

支援品=神栖市産のお米や
缶詰などの農水産物



市役所窓口のご案内

郵送でできる手続き

市役所で行なう手続きの中には、直接窓口に来なくても、郵送でできるものが多くあります。手続きを行なう際は、事前に各課にご相談ください。



詳細はコチラ

手続きの内容	問合せ先	
戸籍証明書・住民票の写しの取得	市民課	☎0299-90-1140
マイナンバーカード申請書の取得		
転出届	市民課	☎0299-90-1181
税務証明の取得	課税課	☎0299-90-1134
国民健康保険の加入、脱退	国保年金課	☎0299-90-1142
国民年金(加入、減免申請など)	国保年金課	☎0299-90-1145
医療福祉費の助成手続き(マル福・神福)	国保年金課	☎0299-90-1143
後期高齢者医療保険(保険証再交付申請など)		
児童手当の申請	こども福祉課	☎0299-90-1205
児童扶養手当の申請		
放課後児童クラブの手続き		
保育所・保育園の入所申し込み	子育て支援課	☎0299-90-1206
教育ローン利子補給交付申請	学務課	☎0299-77-7347

申請期間の長い手続き

次の手続きは申請期間が長いので、すぐに手続きをする必要はありません。

手続きの内容	申請期間	問合せ先
県外受診などの医療費払い戻しの申請(マル福・神福)	受診の月から5年以内	国保年金課 ☎0299-90-1143
出産育児一時金の申請	出産日の翌日から2年以内	国保年金課 (国民健康保険) ☎0299-90-1142
葬祭費の支給申請	葬祭日の翌日から2年以内	
海外療養費の支給申請	治療費の支払日の翌日から2年以内	(後期高齢者医療保険) ☎0299-90-1143
高額療養費の支給申請	通知の受取日の翌日から2年以内	

電話でできる手続き

水道、下水道の使用開始手続きを一時的に電話で受付しています。また、使用を中止する手続きも、電話で行なうことができます。

問合せ先

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 ※上下水道料金徴収業務受託者
神栖事務所 ☎0299-90-1207 波崎支所 ☎0479-44-1727

市税などの支払い猶予・免除の特例制度

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市税などの支払いが難しくなっている方は、猶予や免除を受けられる場合があります。まずは、電話でご連絡をお願いします。

※制度の内容が確定していないものもありますので、ホームページで最新情報をご確認ください



詳細はコチラ

内容	問合せ先	
市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の猶予	納税課	☎0299-90-1329
国民年金保険料の免除・猶予	国保年金課	☎0299-90-1145
国民健康保険税の減免	国保年金課	☎0299-90-1142
後期高齢者医療保険料の減免・猶予	国保年金課	☎0299-90-1143
介護保険料の減免・猶予	長寿介護課	☎0299-91-1702
上下水道料金の猶予	ヴェオリア・ジェネッツ(株) ※上下水道料金徴収業務受託者 神栖事務所	☎0299-90-1207 波崎支所 ☎0479-44-1727

公共施設の開館状況

感染症対策のため、施設により利用制限を設けています。最新情報はホームページでご確認ください。



ひとりで悩まずに相談してください

次の症状がある方は、
帰国者・接触者相談センター(☎0299-66-2114)
に相談し、指示に従ってください。
(月～金曜日 午前9時～午後5時)

- 息苦しさ、強いだるさ、高熱などがある
- 高齢者、妊婦、糖尿病・心不全などの持病があり、風邪の症状がある
- 上記以外の方で、発熱、せきなどの症状が続く

感染症に関する厚生労働省電話相談窓口

☎0120-565653 (毎日 午前9時～午後9時)

聴覚に障害があるなど、電話での相談が難しい方は

Fax 03-3595-2756 ☒ corona-2020@mhlw.go.jp

感染症に関する県庁の相談窓口 **毎日24時間対応**

☎029-301-3200 Fax 029-301-6341

市民の皆さんの
相談窓口

(月～金曜日
午前8時30分～
午後5時15分)

健康について

健康増進課 ☎0299-90-1331

幼稚園について

学務課 ☎0299-77-7347

小中学校について

教育指導課 ☎0299-77-7431

保育所(園)・認定こども園(保育所部分)について

子育て支援課 ☎0299-90-1206

放課後児童クラブについて

こども福祉課 ☎0299-90-1205

事業に影響を受けている方

企業港湾商工課 ☎0299-90-1182

消費者トラブルで困っている方

神栖市消費生活センター☎0299-90-1166 消費者ホットライン☎188

女性総合相談(DV・離婚・人間関係など)

☎0299-91-1236 (毎週火曜日、第2・4木曜日 午後1時～4時)

☒ hotline@city.kamisu.ibaraki.jp 面談相談予約☎0299-90-1171



詳細は
市ホームページを
ご確認ください



その他の
窓口

内定取り消しや雇い止めにあった方への就職相談、職業紹介

鹿行地区就職支援センター ☎0291-34-2061 (月～金曜日 午前9時～午後4時)

茨城県民の心の相談：いばらきこころのホットライン

月～金☎029-244-0556 土・日☎0120-236-556 (午前9時～正午、午後1時～4時)

DV被害を受けている方：DV相談+ (プラス)

①電話相談 ☎0120-279-889 (24時間)

②SNS相談(正午から午後10時) ②<https://soudanplus.jp/> ※SNS相談は外国語に対応

メール相談(24時間)

対応言語：英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語

外国人のみなさんへ For foreign residents

●市のホームページは、6カ国語で見ることができます

●生活のことを母国語で、茨城県国際交流協会外国人相談センターに相談できます

TEL:029-244-3811 (月～金曜日 午前8時30分～午後5時)



無料期間は9月末まで

医療相談アプリ「LEBER(リーバー)」での無料相談

アプリを通じ、医師に24時間相談ができます。(登録とアプリダウンロードが必要です)

子育てコンシェルジュが教える

親子で遊ぼう!

☎0299-77-9288

折り紙で雨が大好きなカタツムリを作って、
梅雨の季節を楽しもう!



①三角に折った後に手前のお山を下に折ります。



②真ん中に四角、両側に三角ができましたね。どちらか片方の三角を折りあげます。



③切り込みを入れ、目を付ければ完成です。

カタツムリの模様や作り方をアレンジしてみると楽しいですよ



カタツムリと一緒にアジサイの花を飾ってみるとお部屋の素敵な飾りになりますよ。

ぜひ親子で作って
みてくださいね。



市内の飲食店を応援! 「#神栖テイクアウト」

☎0479-26-3021

さまざまなお持ち帰り(テイクアウト)メニューを提供する店舗が増えてきています。ツイッターの「#神栖テイクアウト」でお店の情報を見つけ、「あのお店」の自慢のメニューを自宅で味わってみませんか?

どなたでも「#神栖テイクアウト」を利用しておいしいスイーツが楽しめます



詳しくは市ホームページで確認できます



いっしょが目標ですー!

一緒に体を動かしましょう

イスを使って簡単ストレッチ!

☎0299-91-1701



歩く力を高めよう

- ①体の前で腕を90度に曲げます
- ②右足をあげたら、体を右にひねります
- ③左足をあげたら、体を左にひねります
- ④②と③を1回として4回繰り返しましょう

膝痛と腰痛予防しよう

- ①イスに浅めに腰掛けます
- ②右足を伸ばして、左手で右膝を押さえる
- ③右手を前に、お腹と太ももを近づけるようにしながら呼吸を止めずに、15~20秒くらい体を伸ばす
- ④左足を伸ばして、右手で左膝を押さえ、同じように伸ばす



起き上がりや寝返りを楽にし、腰痛予防!

- ①右足を左膝にのせ、足を組む(組める方のみ)
- ②左手で右膝を押さえ、右手を横に伸ばす
- ③体を右にひねり、気持ちの良いところで15~20秒くらい維持する
- ④足を組み替えて、反対側も同じように行なう



体を伸ばし呼吸を楽にし、肩痛予防!

- ①両指を組んで、まっすぐ前に伸ばす
- ②組んだ状態で、腕をゆっくり上げて伸ばす
- ③伸ばした手を頭の上に置いてから、後ろへ回す
- ④両肘を広げ、15~20秒くらい背筋を伸ばし胸を張る

